

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

滞在型ウェルネス事業で人も地域も元気再生

2 地域再生計画の作成主体の名称

下呂市

3 地域再生計画の区域

下呂市の全域

4 地域再生計画の目標

下呂市は平成16年3月1日に旧益田郡の萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村の5町村が合併して誕生した。山林が市の面積の約9割を占め、河川に沿った平坦地とゆるやかな斜面を利用して、農業地、商業地、住宅地などが混在し、地目別では森林(91.8%)、農用地(1.9%)、宅地(0.8%)、道路他(5.5%)となっている。

この合併を契機に下呂市総合計画を策定し、とくに旧4町村に特色ある温泉施設があることから、“市民が協働し、温泉を含めた地域資源を活用した健康づくりの町をめざす”方向づけが示されたが、その中核を担う下呂温泉自体も観光需要の長期低迷により、地元への経済波及効果が図れない状況にある。

地場産業である農業は山間のなだらかな傾斜に棚田が広がっているが、農地の所有面積が狭く生産性が低いため、殆どが自給農家であり、専業農家は4.3%である。したがって、270haの遊休農地対策問題や2006年「第8回全国米・食味鑑定コンクール」で金賞に輝いたコシヒカリ系「龍の瞳」は生産者が不足している状況にある。稲作のほかにブルーベリーやフルーツトマトの収穫体験ができる観光農園が形成されつつあるが、観光客への誘客がうまく機能していないのが実情である。

また、市の面積の約9割を森林が占めているものの林業は材木価格の20年近くの低迷により衰退しているため、間伐を継続させて荒れないように維持していくことが課題である。優れた景観や森林資源を活かした三次産業事業化による抜本的な浮上策が必要である。

そうしたなか、地元では宿泊業や飲食サービス業、土産物小売業、交通事業者の若手経営者を中心とした地域活性化の取り組みが動きだしている。①ポータルサイトを構築して下呂に係る情報を一元化し、着地情報の発信を強化する「下呂温泉まるごとキッチンスタジオ発信事業」、②温泉による健康法、ノルディックウォーキング、溪流の癒し活用等による「心と身体健康づくり事業(ウェルネス事業)」の育成研究を行う「地域資源活用企業化コーディネート活動等支援事業」が着手された。

こうした地元の取り組みをさらに具体的に推進するために、全国屈指の地域資源であるウェルネス三要素“運動・栄養・休養”を活用した事業支援を講じ、またそれに係る人材育成を図ることにより、滞在型ウェルネス事業で人も地域も元気再生を実現する。

○雇用拡大

(目標 1) デマンド型観光バスによる滞在型事業の推進。

- ・平成 22 年度末までに延べ 4 人の雇用を創出する。

(目標 2) 農林ウェルネス事業の拡大支援事業の推進。

- ・平成 22 年度末までに延べ 4 人の雇用を創出する。

○人材育成

(目標 3) GERO ウェルネスアドバイザー人材育成事業の推進。

- ・平成 22 年度末までに延べ 18 人のウェルネスアドバイザーを育成、雇用を創出する。

(目標 4) ローカルホスピタリティ(地域のもてなし)人材育成事業の推進。

- ・平成 22 年度末までに延べ 74 人のホスピタリティ人材を育成、雇用を創出する。

(目標 5) 協業コーディネーター人材育成事業の推進。

- ・平成 22 年度末までに延べ 4 人の協業コーディネーターを育成、雇用を創出する。

(目標 6) IT人材育成事業の推進。

- ・平成 22 年度末までに延べ 2 人の IT 人材を育成、雇用を創出する。

(目標 7) 就職促進事業の推進。

- ・平成 22 年度末までに延べ 2 人の農林業の担い手を育成、雇用を創出する。

○就職促進

(目標 8) IT による就職公募事業の推進。

- ・平成 22 年度末までに延べ 1 人の雇用を創出する。

(目標 9) 就職説明会事業の推進。

- ・平成 22 年度末までに延べ 2 人の雇用を創出する。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

地域雇用創造推進事業(厚生労働省)の導入により、全国屈指の地域資源である“運動・栄養・休養”を活用したウェルネス産業の事業化及びこれに係る人材育成を行うために、以下のテーマを目標とする取り組みを実施する。

- ①古い温泉地から脱皮し、新しい需要を創出する新温泉産業の構築。
- ②農林等地域資源をウェルネスとして活用する産業観光づくり。
- ③まちや山間部に点在するウェルネス観光スポットのネットワーク化。
- ④運動・栄養・休養や温泉に係るウェルネスアドバイザーの人材育成。
- ⑤IT技術や着地情報の企画・発信による滞在型ウェルネス事業の推進。

こうしたテーマに係る事業を展開し、“名湯と健康、農・林・水資源と地場産品の地産地消”の連携と協業の連鎖により、市民を含む地域一体化した“垣根のないテーマパーク”を醸成する。地域経済の相乗効果を高め、市民と地場産業の元気再生を図り、雇用創造を目指す。

5-2 法第5章の特例の措置を適用して行う事業

該当なし。

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置による取り組み

地域雇用創造推進事業(B0902)を利用し、地場産業の経営環境の整備を通じて、人材育成と雇用創造を推進する。

①雇用拡大

イ デマンド型観光バスによる滞在型ウェルネス事業の支援事業

地域全体を“垣根のないテーマパーク”と位置づけ、観光客が楽に・安く・楽しく移動できるデマンド型観光バス(予約による相乗りバス)を導入し、川や山間部に広く点在する観光スポットや飲食店を地域のウェルネスアトラクションとして機能させることにより、観光客及び滞在客の増加を図る。

ロ 観光農園事業等の拡大支援事業

下呂市の特産品であるフルーツトマトやブルーベリーの観光農園はまだ小規模であることから、観光客の受入れづくりや楽しませ方の事業支援を行ない、地域ウェルネスアトラクションとして格上げして観光農園事業の拡充を図り、農業従事者の創造を図る。また、グリーンパイロット事業などの林業と農業の協業と連携により新たな事業拡大を図り、農園観光と森林観光を推進し、デマンド型観光バスとの三者共同企画により、観光農園事業等の拡大を図り、新たな観光需要を創出する。

②人材育成

イ GEROウェルネスアドバイザー育成事業

フィットネスクラブ業の中央団体である(財)日本健康スポーツ連盟の協力と指導の下、地域資源や特性を最大限に活用する下呂独自のウェルネスアドバイザーを育成する。健康運動指導士(健康・体力づくり事業財団が認定する指導士)のほか、ノルディックウォーキング(フィンランドで生まれた新しいスタイルのスキーのようにポールを使うウォーキング)、温泉入浴指導員・温泉利用指導者等の資格を有する幅広い技能をもつ人づくりを行う。このGEROウェルネスアドバイザーには森林技術者も対象とし、定期開催する「きこり養成塾」と連携させ、地域特性を活かした若手人材を育成する。

ロ ローカルホスピタリティ(地域のもてなし)人材育成事業

滞在型観光地になれば市民を含む観光交流が活発になるため、市民レベルでのホスピタリティ教育は不可欠である。そこで、「下呂検定」に係る市民教育事業及び「地域ブランド構築」の講習会事業と連携した総合カリキュラムを本事業で策定し、ローカルホスピタリティ(地域のもてなし)を実践する人材を幅広く育成する。外国人をもてなすホスピタリティ人材もこれと併せて育成する。

ハ 協業コーディネーター人材育成事業

産業間を横割り型に有機的に結び付けるファシリテーターの役割を担う人材育成が急務である。このような人材により、地域産業を活性化することで顧客満足度が上がり、リピーター客の増加につなげていくことを目指す。

ニ IT人材育成事業

今年度に構築を予定する下呂ポータルサイト事業を本計画で活用していくには、下呂

温泉、Gランチ&Gグルメ(飲食店)、ウエルネス観光スポットの紹介動画を含むリアルタイムな情報を提供する必要がある。そこで、下呂ネットサービス(ケーブルテレビ局)と連携し、新鮮な着地情報の企画・制作・発信に係る人材を育成する。

ホ 農林業担い手育成事業

就職促進メニューと連携して、U・I・Jターン公募を行い、その受け入れ先の体制強化に向けたメニューを実施する。

特に、団塊世代退職者を誘致するなどして農林観光従事者を確保する。

③就職促進

イ ITによる就職公募事業

下呂ポータルサイトを活用するHPを制作し、全国に向けて就職公募情報を流すとともに、就職に興味を持つ遠隔地の求職者に対して、テレビ会議形式の説明会を実施することにより、求人及び求職者双方の参加増加を図る。募集企業者及び求職者の移動手段の利便性を図るとともに、対面面接という求職者の精神的な負担を軽減させ、幅広く希望者を募る。

ロ 就職説明会事業

各種関係機関の協力を得て、本事業を利用した事業者及び求職者等を対象とした相談会を開催し、就業機会の拡大を図ることにより、雇用創造を行う。

5-3-2 基本方針の支援措置によらない独自の取り組み

滞在型ウエルネス産業振興に必要な地域資源である山林が持つ多面的な機能の維持・向上を図るため、特に森林整備事業に重点を置く施策を実施する。

具体的には、森林保全事業による河川水質の向上、治山事業や間伐促進による遊歩道等の安全確保、針葉樹から広葉樹への林種転換による獣害被害の削減による農家の栽培意欲向上など、滞在型ウエルネスメニューの提供と密接に関わる森林整備に重点を置いて施策を実施するものとする。

6 計画期間

平成20年度～22年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項について

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況把握するとともに、下呂市自身による達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

具体的には、参考資料の「アウトプット・アウトカム指標」に基づき、評価を行うものとする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。